

## 入札公告

野田新田字番屋口・字河間配水管支障移転工事について、事後審査型制限付き一般競争入札を下記のとおり行うので、瑞穂市事後審査型制限付き一般競争入札実施要領（平成19年瑞穂市告示第160号）第3条の規定により公告する。

令和7年8月22日

瑞穂市長 森 和 之

### 記

#### 1. 一般競争入札に付する事項

- 仕様書番号 上水工第12号  
工事名 野田新田字番屋口・字河間配水管支障移転工事
- 工事場所 瑞穂市 野田新田字番屋口・字河間 地内
- 工期 契約締結日から令和8年3月13日まで
- 工事概要 施工延長 L=93.3m  
ダクタイル鋳鉄管布設工 (GXφ150) L=79.1m  
ダクタイル鋳鉄管布設工 (Kφ150) L=14.2m  
ソフトシール仕切弁設置工 (GXφ150) N=3基  
不断水バルブ設置工 (鋳鉄管用φ150) N=4基
- 予定価格 事後公表
- 低入札調査基準価格 有 (失格判断基準 有)
- 最低制限価格 無
- 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。
- 本工事は、提出資料及び入札を電子入札システム（岐阜県市町村共同電子入札システムのこと）をいう。以下同じ。）で行う工事である。ただし、電子入札システムによりがたい理由があるときは、市長の承諾を得た場合に限り紙による入札を認めるものとする。
- 瑞穂市建設工事成績評定要領に基づく工事成績評定点の基準に係る工事の種類は、水道施設工事とする。

#### 2. 一般競争入札参加資格及び条件

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。

必要な建設業の許可	
特定・一般（水道施設工事業）	
業種及び総合点数	水道施設工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23に規定する経営事項審査に係る総合評定値（客観点数）及び主観点数の合計（総合点数）が公告日において水道施設で650点以上であること。 ※入札公告日現在通知済の最新の経営事項審査の総合評定値による。
施工実績に関する条件	平成22年度以降に完成した、国、地方公共団体又は独立行政法人等が発注した工事を元請けとして、以下に示す施工実績を有すること。 1件の工事費が1000万円以上の水道施設工事
配置技術者に関する条件	本工事に従事する主任技術者又は監理技術者は、次のいずれかの基準を満たす者を配置すること。 ・1級あるいは2級土木施工管理技士（土木）の資格を有する者であること。 ・技術士（上下水道部門（選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。））の資格を有する者であること。

事業所の所在地に関する条件

この公告日において、瑞穂市入札参加資格者名簿に水道施設工事で登録されている者で、かつ瑞穂市若しくは神戸町に有する本店で名簿に登録されている者であること。

その他の条件

- ・ この公告日から入札（開札）日までのいずれの日においても、岐阜県及び瑞穂市から建設工事請負契約に係る入札参加資格停止措置に関する規程に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ・ 瑞穂市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年瑞穂市告示第157号）第3条の規定に該当しない者であること。
- ・ 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

3. 担当課

区分	担当課	電話番号	電子メールアドレス	住所
入札担当課	総務部 財務情報課	058-327-4131	<a href="mailto:zaimu@city.mizuho.lg.jp">zaimu@city.mizuho.lg.jp</a>	〒501-0293 瑞穂市別府1288番地
工事担当課	環境水道部 上水道課	058-327-2113	<a href="mailto:jvousui@city.mizuho.lg.jp">jvousui@city.mizuho.lg.jp</a>	〒501-0392 瑞穂市宮田300番地2

4. 入札日程

手続等	期 間 ・ 期 日	方 法 ・ 場 所
設計図書の閲覧・配布	令和7年8月22日 (金) 午前9時から	電子入札システムからダウンロードすることにより配付する。 ※紙入札方式が認められた者にあつては、入札担当課にて当該資料を配付するので、電話確認の上、来庁すること。
質問の受付	令和7年8月22日 (金) 午前9時から 令和7年8月29日 (金) 午前11時まで	F A Xにより行う。ただし送付後は、F A Xが到着しているかの確認を電話で行うこと。また、期限までに質疑書の提出がない場合は、質疑がないものとみなす。 送付先：入札担当課 F A X 058-327-4103
回答書の送付	令和7年9月2日 (火) 午後5時まで	F A Xで回答書を送付する。
入札参加申請	令和7年8月22日 (金) 午前9時から 令和7年8月29日 (金) 午前11時まで	電子入札システムによる ※紙入札方式が認められた者にあつては、別記様式1を入札担当課まで持参により提出すること。
参加資格の確認	令和7年9月2日 (火) まで	電子入札システムによる ※紙入札方式が認められた者にあつては、文書により通知する。
入札書提出受付	令和7年9月5日 (金) 午前9時から 令和7年9月8日 (月) 午後3時まで	電子入札システムによる ※紙入札方式が認められた者にあつては、左記時間内に、入札書・工事費内訳書を封筒に入れ、入札担当課に持参により提出すること。また、代表者以外が入札する場合は委任状を必ず持参すること。
開札	令和7年9月9日 (火) 午前9時0分から	電子入札システムによる 瑞穂市役所 総務部 財務情報課 予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札候補者とする。ただし、落札者がいない場合は、再度入札を1回だけ行う。
確認資料の提出 (落札候補者のみ)	落札候補者となった旨の通知のあった日の翌日から起算して2日以内	別記様式2を入札担当課まで持参により提出すること。
入札結果の公表	契約締結日以降	入札担当課にて閲覧

5. 低入札調査基準価格・失格判断基準、最低制限価格

低入札調査基準価格を設けた場合で、入札者が基準価格を下回った場合は入札保留とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認められるか否かについて、入札者からの事情聴取、関係機関の意見聴取等の調査を行い、落札候補者の決定をする。失格判断基準を下回った価格で入札を行った者は無効とする。この調査期間に伴う当該工事の工期延長は行わない。なお、基準価格を下回った価格をもって契約した場合は、主任技術者又は監理技術者を専任とするとともに、同等の要件を満たす技術者を、専任で1名現場（工場製作の過程を含む工事では、工場製作期間を含む。）に配置することとする。

最低制限価格を設けた場合で、入札者が制限価格を下回った場合は、当該入札を無効とする。

6. 落札者の決定

落札候補者の入札参加資格要件を審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合に、当該入札者を落札者として決定するので、指示のあった日の翌日から起算して2日以内（休日を除く。）に、次に掲げる書類を瑞穂市役所総務部財務情報課まで持参すること。

- ① 事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号）
- ② 配置予定技術者の資格の写し
- ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（最新の物）

7. 入札保証金 免除

8. 契約保証金 要

契約金額の100分の10に相当する金額。ただし、契約保証金に代わる担保としての国債等の有価証券、金融機関の保証又は前払金保証事業会社の保証により契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

9. 前払金の有無 有

10. 議会の議決

瑞穂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年条例第40号）の規定による。議会の議決を要する場合は、落札後速やかに仮契約を行い、市議会の承認後本契約を締結する。

11. 工事内訳書の提出 要

表紙・本工事費内訳表まで添付。電子入札システムの場合は、PDFにて添付すること。

表紙に「仕様書番号」「工事名」「会社名」を明記すること。

12. 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を中止することがある。

この場合における損害は、各入札者の負担とする。

13. 落札の無効

落札者が、特別の理由もなく落札決定の日から7日以内（休日を除く。）に契約を締結しない場合は、その落札を無効とする。

14. 契約書作成の要否 要

15. 談合行為に対する措置

落札者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条若しくは第8条第1項第1号又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に違反した場合は、当該契約をした契約金額の10分の1に相当する金額を支払わなければならない。

16. その他

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (3) 入札参加者が1人だけの場合は、入札を中止することがある。
- (4) その他この公告に記載していない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）、瑞穂市事後審査型制限付き一般競争入札実施要領（平成19年瑞穂市告示第160号）及び瑞穂市電子入札運用基準等関係法令の定めるところによる。